

令和6年度

医療法第25条第1項に基づく病院立入検査
提出書類の記入要領

令和6年7月 長崎県医療政策課

(各病院で提出書類を記入する際に、必ずこの記載要領を確認してください。)

1 「第1表 施設表」について (様式1)

調査年月日	記入しないで下さい。(保健所で病院立入検査日を記入)
*施設番号	記入しないで下さい。
(1) 施設名	医療法に基づいて許可を受けた病院の名称を記入する。
(2) 開設年月日	医療法施行令第4条の2第1項に基づく届出に記載された開設年月日を記入する。
(3) 地域医療支援病院承認年月日	医療法第4条第1項に基づく知事の承認を得た年月日を記入する。
(4) 所在地	郵便番号及び番地まで正確に記入する。
(5) 電話番号	代表番号を市外局番から記入する。
(6) 管理者氏名	医療法施行令第4条の2に基づく届出を行なった管理者氏名を記入する。
(7) 開設者	別添「開設者種別」を参考に該当する番号を選択し、記入する。
(8) 許可病床数等及び 1日平均入院患者数等	許可病床数の欄には、医療法第7条の規定に基づいて許可を受けた病床数を記入する。 稼働病床数の欄には、医療計画上の参考とするため、許可病床数から当該年度の4月1日現在で過去1年間、患者の収容を行っていない病床数を除いた実稼働病床数について記入する。 <u>「1日平均入院患者数」の欄には、直近1年間（令和5年8月から令和6年7月まで）における1日平均入院患者数（小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで）を記入する。なお、様式7「月別患者数調べ」の在院患者延数の総数欄の1日平均数と一致すること。</u>
	「1日平均入院新生児数」の欄には、 <u>直近1年間（令和5年8月から令和6年7月まで）における1日平均入院新生児数を再掲する。</u>
	「1日平均入院患者数（歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科再掲）」の欄には、 <u>様式2「月別患者数調べ」の「歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科在院患者再掲」の1日平均数と一致すること。</u>
(9) 病床区分の届出年月日	「病床区分の届出年月日」の欄には、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第1項に基づく病床区分の届出年月日を記入する。
(10) 診療科名	診療科名については、現在届出を行っている診療科名に○印を記入する。なお、これらの診療科名のほか、同条第1項第1号ハ又はニ（2）若しくは第2号ロの規定による事項と組み合わせた名称を診療科名としている場合は、空欄に、標榜している診療科名を記入する。

<p>(11) 1日平均外来患者数</p>	<p>「1日平均外来患者数」の欄には、<u>様式2「月別患者数調べ」の外来患者延数の総数の1日平均欄を記入すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来患者延数とは、毎日の新来、再来、往診、巡回診療及び健康診断の数を合計した数をいう。 ・同一患者が2以上の診療科で診療を受けた場合は、それぞれの診療科に計上する。 ・入院中の患者が、他の診療科で診療を受け、その診療科で診療録（カルテ）が作成された場合は、その診療科の外来患者として計上する。 <p>「(再掲)耳鼻いんこう科・眼科・精神科」及び「(再掲)歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科」の欄には、<u>様式2「月別患者数調べ」の⑥及び⑨を記入する</u>。また、これらの診療科名に、医療法施行令第3条の2第1項第1号ニ(2)又は同項第2号ロの規定による事項を組み合わせた名称を診療科名としている場合は、組み合わせ前の診療科として再掲すること。</p> <p>「1日平均外来患者数(通院リハ除)」の欄には、<u>様式2「月別患者数調べ」の外来患者延数の総数(通リハ除)の1日平均欄を記入する</u>。なお、通院リハを実施している病院は、必ず記入する。</p>
<p>(12) 1日平均調剤数 (特定機能病院)</p> <p>※県立保健所管内では対象なし</p>	<p>この欄は、<u>特定機能病院のみ記入</u>する。</p> <p>調剤数については、<u>入院は直近1年間(令和4年8月から令和5年7月まで)</u>の入院調剤延数を暦日で除した数を記入し、外来調剤延数を実外来診療日数で除した数を記入する。(小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで)1枚の処方せんに2処方以上記載されている場合の調剤数は、原則として記載されている処方数とする。</p> <p>処方せん枚数については、<u>直近1年間(令和4年8月から令和5年7月まで)</u>の院内の処方せん枚数を実外来診療日数で除した数を記入すること。(小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで)なお、<u>様式3「調剤数・外来処方せん枚数調べ」の「外来取扱処方せん数」の1日平均</u>と一致すること。</p>
<p>(13) 1日平均外来患者に係る取扱処方せん数</p>	<p>「外来患者に係る取扱処方せん」とは、院内の調剤所で薬剤師が外来投与する薬剤を調剤するため必要な文書等を指し、その患者に名称の如何を問わないものであり、いわゆる「院外処方せん」は含まない。</p>
<p>(14) 従業者数</p>	<p>「薬剤師」、「看護師」、「准看護師」、「管理栄養士」、「栄養士」、「診療放射線技師」、「理学療法士」、「作業療法士」の欄については、それぞれ関係法規による免許を有する者の数を計上する。ただし、取得資格を複数所持し、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、現に主として行っている業務内容によってその該当欄に計上する。したがって、取得資格のみによって記入しないよう注意する。なお、看護師の資格を有する者を専ら看護学生の教育に従事させている場合は「その他」の欄に計上し、「看護師」の欄に計上しない。</p> <p>「医師」、「歯科医師」の欄については、医師(歯科医師)の免許を有し、診療に従事する者(研修医(研修歯科医)も含む。ただし、特定機能病院については、免許取得後2年以上経過していない医師を除く。)の数を、それぞれ常勤又は非常勤の欄に計上し、「薬剤師」欄以降の各欄について</p>

	<p>も同様に常勤、非常勤別に計上する。なお、特定機能病院にあっては、免許取得後2年以上経過していない医師の有無を「臨床研修医」欄に記入する。</p> <p>「看護補助者」欄には看護師（准看護師を含む。）の免許を有しないで、医師又は看護師の監督指示に基づき、看護の補助として介護にあたる者の数を計上する。</p> <p>「助産師」、「診療エックス線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学技士」、「機能訓練士」、「義肢装具士」、「言語聴覚士」、「精神保健福祉士」、「歯科衛生士」及び「歯科技工士」欄については、それぞれの関係法による免許を有する者の有無を記入する。</p> <p>「その他」欄については、上記以外に何らかの免許等を有する者であって特に記載する必要がある者がいる場合、職名及び有無を記入する。</p> <p>「常勤換算後」欄には、医師、歯科医師、薬剤師、准看護師、看護補助者、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士の非常勤者について、別紙「常勤医師等の取り扱いについて」に基づき常勤換算した数を計上する。</p> <p>設備概要については、各項目ごとに有・無を記入すること。</p>
(15) 設備概要	<p>「1. 手術室」欄で有の場合は、右欄に設置室数を記入すること。</p> <p>「2. 臨床検査施設」とは、喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできる施設をいう。</p> <p>「5. 給食施設」とは、入院患者のすべてに給食することのできる施設をいう。</p> <p>「8. 機能訓練室」とは、機能訓練を行うために必要な器械、器具及び十分な広さを有している施設をいい、「室・床数等」欄には、療養病床（経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。）の許可を受けた病院で当該病床に係る機能訓練室の面積を記入する。</p> <p>「10. 食堂」の右欄には、療養病床の許可を受けた病院で当該病床群に係る食堂の面積を記入する。</p> <p>「18. 医薬品情報管理室」とは、医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行う機能を備えているものをいう。</p> <p>「22. 診療用高エネルギー放射線発生装置」とは、1メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置をいう。</p> <p>「23. 診療用粒子線照射装置」とは、陽子線又は重イオン線を照射する装置をいう。</p> <p>「24. 診療用放射線照射装置」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものをいう。骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ又は輸血用血液照射装置については、それぞれ装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものであっても、放射性同位元素装備診療機器として届け出たものは、この欄ではなく、「26. 放射性同位元素装備診療機器」の欄に記入することとなるので注意する。</p>

	<p>「25. 診療用放射線照射器具」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乘じて得た数量以下のものをいう。骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ又は輸血用血液照射装置については、それぞれ装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものであっても、放射性同位元素装備診療機器として届け出たものは、この欄ではなく、「26. 放射性同位元素装備診療機器」の欄に記入することとなるので注意する。</p> <p>「26. 放射性同位元素装備診療機器」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器で厚生労働大臣の定めるもの（昭和63年厚生省告示第243号）をいう。</p> <p>「27. 診療用放射性同位元素」とは、密封されていない放射性同位元素であって医薬品又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）第2条第17項に規定する治験の対象とされる薬物（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を除く。）をいう。</p> <p>「28. 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」とは、密封されていない放射性同位元素であって、陽電子放射断層撮影装置による画像診断（PET検査）に用いるものをいう。この場合、放射性医薬品であるか否かを問わず、医療機関に設置したサイクロトロン装置により製造されたものを含むことに注意する。</p> <p>「29. CTスキャン」欄には、エックス線装置の中のCTスキャンの有無を再掲する。</p> <p>「30. 血管連続撮影装置」とは、エックス線透視をしながら上肢又は下肢の血管から挿入したカテーテルを、心腔又は血管内に進めて、内圧測定や採血（血液の酸素含量の測定など）を行い、同時に造影剤を注入してエックス線撮影ができるようにした機器をいい、エックス線装置中の血管連続撮影装置の有・無を再掲する。</p> <p>「34. サイクロトロン装置」とは、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えている施設において、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を自施設で製造するために用いる装置をいう。</p> <p>「35. 減菌装置（オートクレーブ）」とは、患者に使用した器具等に付着した増殖性を持つあらゆる微生物（主に細菌類）を完全に殺菌又は除去する状態を実現するために用いる装置をいう。</p>
(16) 業務委託	業務委託とは、医療機関の行う業務の一部又は全部を専門業者に委託する場合をいい、該当の有無と有の場合は（一部）又は（全部）のいずれかを記入する。
(17) 建物の構造面積・敷地の面積	「建物」については、現有の建物の構造ごとに建築面積、延面積を記入する。「土地」については、病院の敷地面積を記入すること。（小数点第2位以下を切捨て小数点第1位まで）なお、自己所有と借地の両方の場合は、病院敷地として許可されている敷地全体とする。
(18) 医療法に基づく許可の状況	それぞれについて、許可を受けている項目に許可年月日等を記入する。「従事者の標準定員適用除外許可等（精神、結核、老人、療養型病床群）」欄には、平成13年3月1日以前において旧法の規定に基づく許可を受けている場合に該当する項目について許可年月日等を記入する。

(19) 検査結果	この欄は、医療機関行政情報システムでの処理事項なので、医療機関では記載せず空欄とする。
-----------	---

2 その他各種調査表について

(1) 第1表施設表の(14)の付表1「医療従事者に関する調査書」(医師・歯科医師) 一 様式2

- ・令和6年7月22日から7月28日に勤務した医師・歯科医師全てについて、記入例を参考に記入する。また、毎月定期的に診療を行っている医師・歯科医師及び労働基準法で取得が認められている産前・産後休業及び育児休業並びに介護休業を取得している医師・歯科医師で、令和6年7月22日から7月28日の間に勤務をしていない者については、「勤務時間」の欄を空欄とし、「備考」の欄に月平均の1日の平均勤務時間又は、休暇の種類と休暇開始時期を記入する。
- ・医籍・歯科医籍登録番号には、免許証に記載された登録番号を記入する。
- ・医籍・歯科医籍登録年月日には、免許証に記載された登録年月日を記入する。再交付後の免許証は、交付年月日と登録年月日が異なるので記入の際には十分注意すること。
- ・勤務時間は、上段に日勤の勤務時間数を、下段に宿直・日直の勤務時間数を記入する。

(2) 第1表施設表の(14)の付表2「医療従事者に関する調査書」(医師・歯科医師以外) 一 様式3

- ・令和6年7月22日現在の医師・歯科医師を除く全ての職員について記入する。(調理員、事務部門等を含む全ての職員について記入する) なお、記入は職種ごとに行い、「No」は職種ごとに番号を付ける。また、令和5年8月1日以降、新たに病院に配属された(同一開設者の系列病院等からの異動を含む)職員については、番号を〇で囲むこと。
- ・「備考」の欄には、常勤・非常勤・学生等の雇用形態を記入し、非常勤の場合には1週間あたりの勤務時間を記入する。
- ・「常勤換算」の欄は、記入しないこと。
- ・令和6年7月22日現在で、育休・病休等で休んでいる者については、「備考」の欄にその旨と休暇開始日を記入する。
- ・医療従事者のうち、国・県の交付する免許を有する者については、免許証に記載された登録番号と登録年月日を記入する。再交付後の免許証は、交付年月日と登録年月日が異なるので、必ず登録年月日を記入する。

(3) 第1表施設表の(14)の付表3、3-1、3-2「医療従事者標準数算出表」 一 様式4-1～4-3

- ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師(准看護師・助産師・歯科衛生士)、看護補助者、栄養士について、医療従事者名簿をもとに、「3 常勤医師等の取扱いについて」を参照し記入する。
- ・現員数には、常勤換算数合計を記入する。
- ・標準数については、計算式の()などに該当数を記入する。
- ・通院リハを実施している病院の医師及び看護師(准看護師・助産師・歯科衛生士)の標準数計算にあっては、医師の「一般(歯科等・眼科・耳鼻咽喉科・精神科除く)・結核の外来数」及び看護師(准看護師・助産師・歯科衛生士)の「外来患者数」には、様式1第1表施設表(11)の「1日平均外来患者数(通院リハ除)」に記入した数を、用いて算出する。
- ・適否、不足数、充足率については、空欄のままとすること。

(4) 第1表施設表の(16)の付表「病院業務委託調査表」 一 様式5

- ・令和6年7月22日現在で、業務委託しているもの(全部又は一部)について委託先名称、住所、契約日、契約期間、自動更新の有無を記入する。

(5) 常勤・非常勤医師(歯科医師)の勤務日数調べ 一 様式6

- ・本様式は、様式2 第1表施設表(14)の付表1により求めた医師の現員数が第1表施設表(14)の付表3で求めた標準数を2名以上、上回らない場合にのみ記載すること。
- ・直近1年間(令和5年8月～令和6年7月)に勤務した(常勤・非常勤)医師・歯科医師の月ごとの勤務日数を、上段に日勤を、下段に宿直・日直の勤務日数を記入する。
- ・1日勤務していない場合であっても、1日として計上すること。

- ・常勤の者が、就職又は退職した場合は「備考」の欄にその旨と就業・退職日を記入する。
- ・臨床研修医師（歯科医師）は「備考」の欄にその旨を記入すること。
- ・ページごとの最後の行に小計を記入し、複数ページの場合には、最終ページ下段に合計を記入する。臨床研修医師（歯科医師）も含めること。

(6) 月別患者数調べ — 様式7

- ・表下段（各欄共通）の「1日平均」は、月別患者数の合計を実外来診療日数で割った数を、小数点2位以下を切り捨て小数点第1位まで記入する。
- ・在院患者延数には、月別の病床種別ごとの入院患者数を記入する。なお、在院患者の「1日平均」は、第1表 施設表の（8）－1 「許可病床数及び1日平均入院患者数」の「1日平均入院患者数」と一致すること。
- ・在院患者延数の一般、療養、精神、結核、感染症の（　）には、許可病床数を記入する。なお、在院患者延数には、障がい児（者）施設の空床利用による短期入所者数も入院患者延数に含めて記載し、空床利用による短期入所者数は＜＞内に再掲すること。また、短期入所者が同日に同じ病床を2名以上で利用した場合は1名として計上すること。
- ・「歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科在院患者再掲」には、当該診療科による入院患者を再掲すること。
- ・「実外来診療日数」には、通常の外来を行った日数を記入すること（通常とは、月曜日から金曜日まで又は、月曜日から土曜日までの外来診療体制のことを言う。また、救急の輪番日などにより、外来の応需体制をとっている場合には、当該診療日数に加える。）。
- ・「眼科・耳鼻咽喉科・精神科外来数」は、眼科・耳鼻咽喉科・精神科の外来数合計を記入する。
- ・「通院リハ数」には、医師による包括的リハビリテーションの指示が行われた通院リハビリ患者の数を記入する。なお、「通院リハ」とは医療保険で行う外来リハビリのみを指し、介護保険で行われる外来リハビリ（所謂「通所リハ」）は「通院リハ」に含まれないこと。
- ・「眼科・耳鼻咽喉科・精神科及び通院リハ以外の外来数」には、眼科・耳鼻咽喉科・精神科及び通院リハを除いた外来患者数を記入する。
- ・「歯科（歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科）」には、歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科の外来患者数を記入する。
- ・「総数」は、「眼科・耳鼻咽喉科・精神科外来数」と「通院リハ数」と「眼科・耳鼻咽喉科・精神科及び通院リハ以外の外来数」と「歯科（歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科）」の合計を記入する。
- ・「総数（通リハ除く）」には、「総数」から「通院リハ数」を除いた数を記入する。

(7) 調剤数・外来処方せん枚数調べ — 様式8

- ・[調剤数*]については、特定機能病院のみ記入すること。
- ・「外来取扱処方せん数」には、院内処方せん数のみ記入する（院外処方枚数は含めない）。また、同「1日平均」は、第1表 施設表（2／4）の「（13）1日平均外来患者に係る取扱処方せん数」と一致すること。
- ・「1日平均」には、合計を実外来診療日数で割った数を小数点2位以下を切り捨て小数点1位まで記入すること。
- ・「実外来診療日数」合計は様式2の同数値と一致すること。

(8) 病院管理体制調べ — 様式9-1～9-3

- ・様式4-1、4-2には、各項目に関する体制等を記入する。「有・無」については、何れかを○で囲み、（　）が設けてある場合はその内容を記入する。
- ・様式4-3には、病院立入検査当日に対応する予定の職員名等を記載すること。（本表は事前提出の予定表につき記載した職員が休暇等により欠勤されても、本様式の修正・再提出は不要です。）

(9) 病室別病床数及び在院数（立入検査前日現在数） 一 様式10

- ・立入検査前日深夜0時時点の在院状況等を記載し、病院立入検査当日に提出する。
- ・「号室」には病室名、「定床」には医療法上の許可病床数、「在院数」には入院患者数、「過不足数」には「定床」と「在員数」の過不足の状況を病室毎に記入する。なお、「過不足数」については、超過収容の場合には「+」で、定員内収容の場合は「0」又は「-」で記入する。

(10) 病院敷地及び病院各階平面図の添付について

- ・様式等は定めないが、令和6年7月22日現在の状況が反映された平面図を添付すること。
また、平面図には、各室の名称（用途）、病室の号数、定床数及び消火栓、火災報知器、消火器等の位置が記載されていること。

(11) 救急病院等の省令適合状況調査表 一 様式第16号

- ・様式項目に従って、令和6年7月22日現在の状況で太枠内を記載すること。

(12) 令和6年度版医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト

- ・「令和6年度版 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル」を参照のうえ、保健所提出時点の状況を「令和6年度版医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」の医療機関確認用及び事業所確認用のチェック項目を確認し、「確認結果（日付）」1回目及び目標日を記載する。2回目の記載は不要。

(13) 令和6年度病院立入検査重点項目

- ・「医師の働き方改革」に係る労働時間の状況や長時間労働となる医師に対する面接指導の実施等を記載する。必要な項目に□等を記入すること。
なお、時間外・休日労働が1月に100時間以上と見込まれる医師がない場合、「2面接指導の実施方法等」以降の項目は記載不要。

(14) 資料の提出担当部署

- ・本資料の提出担当部署・職名・氏名を記載したものを添付すること。

(15) その他

- ・県が必要とする書類について、指示があった場合は提示すること。

3 常勤医師等の取扱いについて

1 一日平均患者数の計算における診療日数

(1) 入院患者数

- ア 1年365日で計算する。
- イ 病院に休止した期間がある場合は、その期間を除く。

(2) 外来患者数

- ア 実外来診療日数（各科別の年間の外来診療日数で除すのではなく、病院の実外来診療日数で除すこと。）
- イ 土曜・日曜日なども通常の外来診療体制をとっている場合及び救急の輪番日などにより外来の応需体制をとっている場合は、当該診療日数に加える。
- ウ 病院に定期的な休診日がある場合は、その日数を除く。
- エ イに掲げる体制をとっていない場合で、臨時に患者を診察する場合は、診療日数に加えない。

2 標準数の算定に当たっての特例

算定期間に内に病床数の増減があった病院については、医療法第25条第1項に基づく立入検査の直近3ヶ月の患者数で算定するものとする。

ただし、変更後3ヶ月を経過していない場合は、通常のとおりとする。

※ 医療法施行規則は、前年度平均としているが、医療法第25条第1項に基づく立入検査の目的から、検査日以降の診療体制についても担保する必要があるための特例措置である。

3 常勤医師の定義と長期休暇者等の取扱い

(1) 常勤医師とは、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者をいう。

ア 病院で定めた医師の勤務時間は、就業規則などで確認すること。

イ 通常の休暇、出張、外勤などがあっても、全てを勤務する医師に該当するのは当然である。

(2) 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。

(3) 検査日現在、当該病院に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者（3ヶ月を超える者。予定者を含む。）については、理由の如何を問わず医師数の算定には加えない。

(4) (3)にかかわらず、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。）で取得が認められている産前・産後休業（産前6週間・産後8週間・計14週間）並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）等（以下「育児・介護休業法等」という。）で取得が認められている育児休業及び介護休業を取得している者については、長期にわたって勤務していない者には該当しない取扱いとする。ただし、当該取扱いを受ける医師を除いた医師の員数が3人（医療法施行規則第49条の適用を受けた病院にあっては2人）を下回る場合には、当該取扱いは認められないこと。

(5) 当該医師が労働基準法及び育児・介護休業法等（以下「労働基準法等」という。）で定める期間以上に産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「産前・産後休業等」という。）を取得する場合には、取得する（予定を含む。）休業期間から労働基準法等で取得が認められている産前・産後休業等の期間を除いた期間が3ヶ月を超えるときに長期にわたって勤務していない者に該当するものとする。

(6) 育児・介護休業法の規定に基づき所定労働時間の短縮措置が講じられている医師については、当該短縮措置が講じられている期間中（要介護状態にある対象家族を介護する医師にあっては、同法第23条第3項に規定する連続する93日の期間に限る。）、短縮措置が講じられる前の所定

労働時間を勤務している者として取り扱う。ただし、当該取扱いを受ける医師の実際の勤務時間に基づき常勤換算した員数と当該取扱いを受ける医師を除いた他の医師の員数を合算した員数が3人（医師法施行規則第49条の適用を受けた病院にあっては2人）を下回る場合には、当該取扱いは認められないこと。

- (7) 当該医師が育児・介護休業法で定める期間（要介護状態にある対象家族を介護する医師にあっては、同法第23条第3項に規定する連続する93日の期間とする。以下同じ。）以上に所定労働時間の短縮措置を講じられる場合には、当該短縮措置の期間から同法で取得が認められている短縮措置の期間を除いた3ヶ月を超えるときに、短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱わないものとする。

4 非常勤医師の常勤換算

- (1) 原則として、非常勤医師については、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。ただし、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。

なお、非常勤医師の勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと。

(例) 月1回のみの勤務サイクルである場合には1／4を乗すること。

- (2) 当直に当たる非常勤医師についての換算する分母は、病院で定めた医師の1週間の勤務時間の2倍とする。

ア 当直医師とは、外来診療を行っていない時間帯に入院患者の病状の急変等に対処するため病院内に拘束され待機している医師をいう。

イ オンコールなど（病院外に出ることを前提としているもの）であっても、呼び出されることが常態化している場合であって、そのことを証明する書類（出勤簿等）が病院で整理されている場合は、その勤務時間を換算する。

ウ 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が32時間未満の場合、当該病院の当直時の常勤換算する分母は、64時間とする。

- (3) 当直医師の換算後の数は、そのまま医師数に計上すること。

- (4) 病院によっては、夕方から翌日の外来診療開始時間までの間で、交代制勤務などにより通常と同様の診療体制をとっている場合もあるが、その間にその体制に加わって勤務する非常勤医師の換算は、(1)と同様の扱いとする。

なお、「通常と同様の診療体制をとっている場合」とは、夜間の外来診療や救命救急センターのほか、二次救急医療機関、救急告示病院、精神科病院等において外来の応需体制をとっている場合とするが、具体的には、日中の診療時間帯に稼動している全部署（医師をはじめ薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師等）の従事者の配置まで求めるものではなく、夜間の入院患者の対応に支障を来たさない形で外来の救急患者に対応できるよう従事者を配置するものであること。

5 医師数を算定する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査における病院の医師の員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 病院に置くべき医師の員数の標準の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのまま算定する。

(例) 一般病床で患者数106人の場合

$$\text{算定式: } (106 - 52) \div 16 + 3 = 6.375 \text{ 人}$$

(2) 病院における医師の員数の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのままで算定する。

(3) (2)において非常勤医師が複数いる場合には、非常勤医師全員の1週間の勤務時間を積み上げた上で、当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。

その際、1週間の勤務時間が当該病院の医師の通常の勤務時間を超える非常勤医師がある場合には、その者は当該病院の医師の通常の勤務時間を勤務しているものとして計算するものとする。

また、非常勤医師の勤務時間が1ヶ月単位で定められている場合には、1ヶ月の勤務時間を4で除して得た数を1週間の勤務時間として換算するものとする。

(例) 常勤医師 5名 (週36時間勤務)

非常勤医師 4名 (週36時間勤務により常勤換算)

A医師 週5.5時間 B医師 週8時間

C医師 週1.6時間 D医師 週2.0時間

$A + B + C + D = 4.9.5\text{時間} \quad 4.9.5\text{時間} / 36\text{時間} = 1.375$

医師の現員数(実人員) $5 + 1.375 = 6.375$ 人

6 他の従業者の取扱い

(1) 準用

医師以外の従業者の標準数等の算定に当たっては、上記1から4まで(3(4)ただし書及び(6)ただし書を除く。)を準用する。

なお、常勤換算に当たっては、通常の勤務か当直勤務かにより取扱いが異なっている。例えば、看護師などで三交代制等の場合の夜勤の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間となるが、当直の場合の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間の2倍となる。

(2) 従業者数を算定する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査においてその員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

1) 標準数は、個々の計算過程において小数点第2位を切り捨て、最終計算結果の小数点第1位を切り上げ、整数とする。

2) 従事者数は、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位までとする。

3) 非常勤の他の従業者が複数いる場合、上記換算する際の端数処理は、個人毎に行うのではなく非常勤の他の従業者全員の換算後の数値を積み上げた後行うこと。

ただし、1人の従業者について換算後の数値が1を超える場合は、1とする。

(例) A : 0.04…、B : 0.19…、C : 1.05 → 1

$A + B + C = 1.23\dots \rightarrow 1.2$

様式一覧

●様式 1

第1表施設表（1/4～4/4）

●様式 2

第1表施設表の（14）の付表1「医療従事者に関する調査書（医師・歯科医師）」

●様式 3

第1表施設表の（14）の付表2「医療従事者に関する調査書（医師・歯科医師以外）」

●様式 4－1～4－3

第1表施設表の（14）の付表3、3-1、3-2「医療従事者標準算出表」

●様式 5

第1表施設表の（16）の付表「病院業務委託調査表」

●様式 6

「常勤・非常勤医師、歯科医師の勤務日数調べ」

●様式 7

「月別患者数調べ」

●様式 8

「調剤数・外来処方せん枚数調べ」

●様式 9－1～9－3

「病院管理体制調べ」

●様式10

「病室別病床数及び在院数（立入検査前日現在数）」

別添「開設者種別」

「1. 国（厚生労働省）」

厚生労働省が開設をする病院をいう。

「2. 国（（独）国立病院機構）」

独立行政法人国立病院機構が開設する病院をいう。

「3. 国（国立大学法人）」

国立大学法人が開設する病院をいう。なお、国立大学法人が開設した大学の附属病院（分院）である場合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記入する。

「4. 国（（独）労働者健康安全機構）」

独立行政法人労働者健康安全機構が開設する病院をいう。

「5. 国（（独）国立高度専門医療研究センター）」

独立行政法人国立高度専門医療研究センターが開設する病院をいう。

「6. 国（（独）地域医療機能推進機構）」

独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する病院をいう。

「7. 国（その他）」

国及び国に準ずるものが開設する病院で、上記「1. 国（厚生労働省）」から「6. 国（（独）地域医療機能推進機構）」までのいずれにも該当しない病院をいう。（例：財務省、総務省、法務省、防衛省等の病院）

「8. 都道府県」

- 1 都道府県が開設する病院をいう。ここには地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定により、総務大臣の許可を受けて設立した都道府県一部事務組合が開設するものを含む。
- 2 都道府県立大学の附属病院（分院）である場合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記入する。

「9. 市町村」

- 1 市町村が開設する病院をいう。ここには地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定により、知事の許可を受けて設立した市町村一部事務組合が開設するものを含む。
- 2 国民健康保険法施行法（昭和33年法律第193号）第2条の規定により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合が開設する病院もこの区分に含む。
- 3 市立大学の附属病院（分院）である場合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記入する。

「10. 地方独立行政法人」

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定される地方公共団体が開設する病院をいう。

「11. 日赤」

日本赤十字社が開設する病院をいう。

「12. 濟生会」

社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する病院をいう。

「13. 北海道社会事業協会」

社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する病院をいう。

「14. 厚生連」

全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会が開設する病院をいう。

「15. 国民健康保険団体連合会」

国民健康保険法第83条の規定により設立した法人で、同法第84条の規定により知事の認可を受けた国民健康保険団体連合会が開設する病院をいう。

「16. 健康保険組合及びその連合会」

健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する病院をいう。

「17. 共済組合及びその連合会」

次に掲げる各共済組合及びその連合会が開設する病院をいう。

- 1 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第21条の規定により設立された同連合会
- 2 地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条の規定により設立された地方公務員等共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等）及び同法第27条の規定により設立された全国市町村職員共済組合連合会
- 3 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本市立学校振興・共済事業団

「18. 国民健康保険組合」

国民健康保険法第17条の規定により知事の認可を受けて設立され、同法第3条第2項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する病院をいう。但し、国民健康保険法第3条第1項の規定により国民健康保険を行う市町村はこの区分に含めず「9. 市町村」の番号を○で囲む。

「19. 公益法人」

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人が開設する病院をいう。但し、一般社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第48号）により認可された一般社団法人又は一般財団法人は、「25. その他の法人」とする。

「20. 医療法人」

医療法第39条の規定に基づく医療法人が開設する病院をいう。

「21. 私立学校法人」

1 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が開設する病院をいう。

2 学校法人が設立した大学等の附属病院(分院)である場合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記入する。

「22. 社会福祉法人」

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条の規定で、第32条で許可された病院をいう。

「23. 医療生協」

消費生活協同組合法(昭和23年7月30日法律第200号)第4条の規定による法人で、第10条第1項第6号に定める事業を行う医療生協が開設する病院をいう。

「24. 会社」

従業員及びその家族のために開設された病院で、知事から開設許可(医療法第7条)を受けたものが会社である病院をいう。但し、開設許可を受けたものが会社の健康保険組合である病院はこの区分に含めず、「16. 健康保険組合及びその連合会」の番号を○で囲む。

「25. その他の法人」

上記「19. 公益法人」から「24. 会社」までのいずれにも該当しない法人が開設する病院をいう。

「26. 個人」

個人(法人格を有しない)が開設する病院をいう。

* 「医育機関」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含める。